

日本薬局学会規則

(会員)

第1条 会員になろうとする者は、理事会の承認を得るものとする。

第2条 学生会員は、年に一回学生証を事務局へ提出する。

(会費)

第3条 年会費は正会員5,500円 賛助会員110,000円とする。

(会員名簿)

第4条 当法人は、会員の氏名または名称およびメールアドレス又は住所を記載した名簿を作成する。

(代議員)

第5条 代議員は会員50人あたり1人程度とする。

第6条 代議員は正会員の中から立候補し正会員の電子投票で選出する。

(学術総会)

第7条 学術総会は年1回開催し、理事長がこれを招集する。

第8条 学術総会における筆頭発表者は、正会員、学生会員、名誉会員、賛助会員に限る。

ただし理事長の承認を受けたものは正会員以外でも学術総会で講演を行うことができる。

第9条 学術総会の会場、期日および学術総会大会長は、理事長が定め、理事会の承認を得る。

第10条 規則の制定、変更及び廃止に関する事項は理事会の決定によるものとする。

2024年4月11日